

令和 7 年度 道路橋梁維持管理事業  
市道緑ヶ丘雨内線舗装改良工事

設計書

(当初設計)

工事番号

---

路線名等 市道緑ヶ丘雨内線

---

工事箇所 相生市 若狭野町入野 地内

---

工 種 舗装工事

---

工事費				概要
	実施 (前回変更)	今回変更	増減額	
設計額 (内消費税額)	円 (円)	円 (円)	円 (円)	市道緑ヶ丘雨内線舗装改良工事 L=93.7m 構造物撤去工 構造物取壊し工 一式 舗装工 不陸整正(補充材t=3cm) A=696.0m <sup>2</sup> 表層工(t=5cm) A=696.0m <sup>2</sup> 区画線工 区画線(溶融式) 実線 白 W=15cm L=200.0m 区画線(溶融式) 実線 白 W=30cm L= 2.0m 区画線(溶融式) 破線 白 W=15cm L= 29.0m 区画線(溶融式) 矢印・記号・文字 白 15cm換算 L= 20.0m
請負額 (内消費税額)	円 (円)	円 (円)	円 (円)	
執行方法	請負	施工日数 または 施工期限	令和8年3月13日限り	

(起工理由)

# 位置図

S=1:10,000

## 市道緑ヶ丘雨内線舗装改良工事



# 総括情報表

頁0-0001/0029

単価適用年月日	0-07.11.01(0)		
	今回		
工種区分（公共）	06 舗装	前回	
施工地域区分	32 一般交通影響有り(2)-1		
契約保証費用	01 計上する		
週休2日補正	04 週休2日補正なし		

# 工事費内訳書

頁0-0002/0029

費目・工種・種別・細目	数量	単位	単価	金額	備考
本工事費					
道路改良					
構造物撤去工					
構造物取壊し工					
舗装版切断					
舗装版切断(アスファルト舗装版) As舗装版厚->15cm以下	45	m			施工 第0-0001号内訳表
舗装版破碎					
舗装版破碎(アスファルト舗装版) ；障害->無し；撤去厚->15cm以下	690	m <sup>2</sup>			施工 第0-0002号内訳表
運搬処理工					

# 工事費内訳書

頁0-0003/0029

費目・工種・種別・細目	数量	単位	単価	金額	備考
殻運搬					
殻運搬 舗装版破碎 ; D I D 区間有り L=10.5km以下	34	m <sup>3</sup>			施工 第0-0003号内訳表
運搬費 汚泥 ; 運搬距離 14.4 km	1	台			施工 第0-0004号内訳表
殻処分					
処分費 アスファルト殻 ; 投棄量 3.4 m <sup>3</sup>	1	式			施工 第0-0005号内訳表
処分費 [汚泥] ; 投棄量 0.05 m <sup>3</sup>	1	式			施工 第0-0006号内訳表
舗装					
舗装工					
舗装準備工					

# 工事費内訳書

頁0-0004/0029

費目・工種・種別・細目	数量	単位	単価	金額	備考
不陸整正					
不陸整正 補足材料→有り (28mm以上34mm未満) 粒調砕石 M-25, M-30, M-40	696	m <sup>2</sup>			施工 第0-0007号内訳表
アスファルト舗装工					
表層(車道・路肩部)					
表層(車道・路肩部) $t = 50\text{ mm}$ 密粒度アスン[下水スラグ入再生材] (13) ; (2.35)	696	m <sup>2</sup>			施工 第0-0008号内訳表
区画線工					
区画線工					
溶融式区画線					
区画線設置 [溶融式] 実線 15cm $t=1.5\text{ mm}$	200	m			施工 第0-0009号内訳表

# 工事費内訳書

頁0-0005/0029

費目・工種・種別・細目	数量	単位	単価	金額	備考
区画線設置〔溶融式〕 実線 30cm t=1.5mm	2	m			施工 第0-0012号内訳表
区画線設置〔溶融式〕 破線 15cm t=1.5mm	29	m			施工 第0-0015号内訳表
区画線設置〔溶融式〕 矢印・記号・文字 15cm換算 t=1.5mm	20	m			施工 第0-0018号内訳表
仮設工					
交通管理工					
交通誘導警備員					
交通誘導警備員 B	12	人日			施工 第0-0021号内訳表
直接工事費計					
共通仮設費計					

# 工事費内訳書

頁0-0006/0029

費目・工種・種別・細目	数 量	単 位	单 価	金 額	備 考
共通仮設費率 分					
純工事費計		式			
現場管理費					
工事原価計		式			
一般管理費等		式			
工事価格計					
消費税相当額		式			
総 計					

舗装版切断(アスファルト舗装版)  
[規格 1] As舗装版厚→15cm以下

[規格 2]

# 積算単価算出表

施工 第0-0001号内訳表

頁0-0007/0029

1 m 当り

[摘要]

標準単価	代表機労材規格		構成比	基準単価	積算規格	単価	補正構成比	備考
K1		コンクリートカッタ 切削深20cm級 [バキューム式(超低騒音型)・湿式]			コンクリートカッタ [バキューム式(超低騒音型)・湿式] 20cm級			
K								
R1		特殊作業員			特殊作業員			
R2		土木一般世話役			土木一般世話役			
R3		普通作業員			普通作業員			
R								
Z1		コンクリートカッタ(プレート) 径18インチ			舗装版切断 カッターブレード 径18インチ			
Z2		ガソリン レギュラーガソリン			レギュラーガソリン			
Z								
					計			
積算単価 =								
A	舗装版種別 アスファルト舗装版厚	=1 =1		アスファルト舗装版 15cm以下				

舗装版破碎(アスファルト舗装版)

[規格 1]

[規格 2] 撤去厚-&gt;15cm以下

## 積算単価算出表

施工 第0-0002号内訳表

頁0-0008/0029

1 m<sup>2</sup> 当り

[摘要]

標準単価	代表機労材規格		構成比	基準単価	積算規格	単価	補正構成比	備考
K1		バックホウ 山積0.45m <sup>3</sup> (平積0.35) [クローラ型後方超小旋回型] 超低騒音型・排出ガス対策型含			バックホウ(排出ガス対策型・超低騒音型含) 油圧クローラ後方超小旋回 山積0.45m <sup>3</sup> 級			
K								
R1		土木一般世話役			土木一般世話役			
R2		運転手(特殊)			運転手(特殊)			
R3		普通作業員			普通作業員			
R								
Z1		軽油 パトロール給油			軽油			
Z								
					計			
積算単価 =								
A	舗装版種別	=1		アスファルト舗装版				
B	障害等の有無	=1		無し				
C	騒音振動対策	=1		不要				
D	舗装版厚	=1		15cm以下				
F	積込作業の有無	=1		有り				

搬運殼

[規格 1] 舗裝版破碎

## [規格 2]

## 積算単価算出表

施工 第0-0003号内訳表

頁0-0009/0029

1 m3 当り

## 施工单值表

施工 第0-0004号内訳表

頁0-0010/0029

## 運搬費

[規格 1] 汚泥

[規格 2]

### [摘要]

1 台 当り

## 施工单值表

施工 第0-0005号内訳表

頁0-0011/0029

處分費

## [規格 1] アスファルト殻

[規格 2]

### [摘要]

# 1 式 当り

## 施工单值表

施工 第0-0006号内訳表

頁0-0012/0029

处分費

### 「規格 1」「汚泥」

「規格 2」

### 「摘要」

## 1 式 当り

不陸整正

[規格 1] 補足材料→有り(28mm以上34mm未満)

## [規格 2] 粒調碎石 M-25, M-30, M-40

## 積算単価算出表

施工 第0-0007号内訳表

頁0-0013/0029

[ 摘要 ]

1 m2 当り

不陸整正

[規格 1] 補足材料→有り(28mm以上34mm未満)

[規格 2] 粒調碎石 M-25, M-30, M-40

## 積算単価算出表

施工 第0-0007号内訳表

頁0-0014/0029

### [ 摘要 ]

1 m2 当り

# 積算単価算出表

施工 第0-0008号内訳表

頁0-0015/0029

表層(車道・路肩部)

[規格 1] t = 50 mm

[規格 2] 密粒度アスコン[下水スラグ入再生材](13)

[摘要]

1 m<sup>2</sup> 当り

標準単価	代表機労材規格		構成比	基準単価	積算規格	単価	補正構成比	備考
K1	アスファルトフィニッシャ 舗装幅2.3~6.0m [ホイール型] 排出ガス対策型含				アスファルトフィニッシャ(排出ガス対策型含) ホイール型 舗装幅2.3~6.0m			
K2	タイヤローラ 質量8~20t  排出ガス対策型含				タイヤローラ(排出ガス対策型含) 8~20t			
K3	ロードローラ 質量10~12t [マカダム] 排出ガス対策型含				ロードローラ(排出ガス対策型含) マカダム 10~12t			
K								
R1	普通作業員				普通作業員			
R2	運転手(特殊)				運転手(特殊)			
R3	特殊作業員				特殊作業員			
R4	土木一般世話役				土木一般世話役			
R								
Z1	密粒度アスコン TOP20 t=50mm				再生密粒度アスコン(下水汚泥スラグ入) TOP13			
Z2	アスファルト乳剤 PK-3 フライコート用				アスファルト乳剤 PK-3(フライコート用)			
Z3	軽油 パトロール給油				軽油			

### 表層(車道・路肩部)

[規格 1]  $t = 50\text{mm}$

[規格 2] 密粒度アスコン[下水スラグ<sup>△</sup>入再生材] (13)

## 積算単価算出表

施工 第0-0008号内訳表

頁0-0016/0029

## [ 摘要 ]

1 m2 当り

施工单值表

施工 第0-0009号内訳表

頁0-0017/0029

### 区画線設置「溶融式」

[規格 1] 実線 15cm t=1.5mm

[規格 2]

[ 摘要 ]

1 m 当り

## 施工单值表

施工 第0-0010号内訳表

頁0-0018/0029

## 区画線設置「溶融式」 機械・労務

# 施工単価表

施工 第0-0011号内訳表

頁0-0019/0029

## 区画線設置 [溶融式] 材料

[規格 1]	[規格 2]	[摘要]			1000	m	当り
名 称 ・ 規 格	数 量	单 位	单 価	金 頓		備	考
路面標示用塗料 3種1号 溶融 白 ガラスビーズ含有量15~18% 比重2.0		kg					1
ガラスビーズ 1号(0.106~0.850mm)		kg					1
接着用プライマー 区画線用 比重0.9		kg					1
軽油		L					1
諸雑費		%			#01		
合 計		m					
单 位 当 り	1	m					
A 規格・仕様区分	=1		実線15cm				
B 排水性舗装の補正	=1		一般舗装				
C 未供用区間の補正	=1		供用区間				
D 塗布厚	=1		t=1.5mm				
E 塗料区分	=1		白				
F プライマー規格	=1		アスファルト舗装用				

## 施工单值表

施工 第0-0012号内訳表

頁0-0020/0029

## 区画線設置「溶融式」

[規格 1] 実線 30cm t=1.5mm

[規格 2]

[ 摘要 ]

1 m 当り

## 施工单值表

施工 第0-0013号内訳表

頁0-0021/0029

## 区画線設置「溶融式」 機械・労務

[規格 1 ]

[規格 2]

### [摘要]

1 m 当り

# 施工単価表

施工 第0-0014号内訳表

頁0-0022/0029

## 区画線設置 [溶融式] 材料

[規格 1]	[規格 2]	[摘要]			1000	m	当り
名 称 ・ 規 格	数 量	单 位	单 価	金 頓		備	考
路面標示用塗料 3種1号 溶融 白 ガラスビーズ含有量15~18% 比重2.0		kg					1
ガラスビーズ 1号(0.106~0.850mm)		kg					1
接着用プライマー 区画線用 比重0.9		kg					1
軽油		L					1
諸雑費		%			#01		
合 計		m					
单 位 当 り	1	m					
A 規格・仕様区分 B 排水性舗装の補正 C 未供用区間の補正	=3 =1 =1		実線30cm 一般舗装 供用区間				
D 塗布厚 E 塗料区分 F プライマー規格	=1 =1 =1		t=1.5mm 白 アスファルト舗装用				

## 施工单值表

施工 第0-0015号内訳表

頁0-0023/0029

## 区画線設置「溶融式」

[規格 1] 破線 15cm t=1.5mm

[規格 2]

## 〔摘要〕

1 m 当り

## 施工单值表

施工 第0-0016号内訳表

頁0-0024/0029

## 区画線設置「溶融式」 機械・労務

# 施工単価表

施工 第0-0017号内訳表

頁0-0025/0029

## 区画線設置 [溶融式] 材料

[規格 1]	[規格 2]	[摘要]			1000	m	当り
名 称 ・ 規 格	数 量	单 位	单 価	金 頓		備	考
路面標示用塗料 3種1号 溶融 白 ガラスビーズ含有量15~18% 比重2.0		kg					1
ガラスビーズ 1号(0.106~0.850mm)		kg					1
接着用プライマー 区画線用 比重0.9		kg					1
軽油		L					1
諸雑費		%			#01		
合 計		m					
单 位 当 り	1	m					
A 規格・仕様区分 B 排水性舗装の補正 C 未供用区間の補正	=5 =1 =1		破線15cm 一般舗装 供用区間				
D 塗布厚 E 塗料区分 F プライマー規格	=1 =1 =1		t=1.5mm 白 アスファルト舗装用				

## 施工单值表

施工 第0-0018号内訳表

頁0-0026/0029

区画線設置 [溶融式]

[規格 1] 矢印・記号・文字 15cm換算 t=1.5mm

[規格 2 ]

## [摘要]

1 m 当り

## 施工单值表

施工 第0-0019号内訳表

頁0-0027/0029

## 区画線設置「溶融式」 機械・労務

### [規格 1]

[規格 2]

[ 摘要 ]

1 m 当り

## 施工単価表

施工 第0-0020号内訳表

頁0-0028/0029

## 区画線設置 [溶融式] 材料

[規格 1]	[規格 2]	[摘要]			1000	m	当り
名 称 ・ 規 格	数 量	单 位	单 価	金 頓		備	考
路面標示用塗料 3種1号 溶融 白 ガラスビーズ含有量15~18% 比重2.0		kg					1
ガラスビーズ 1号(0.106~0.850mm)		kg					1
接着用プライマー 区画線用 比重0.9		kg					1
軽油		L					1
諸雑費		%			#01		
合 計		m					
单 位 当 り	1	m					
A 規格・仕様区分 B 排水性舗装の補正 C 未供用区間の補正	=13 =1 =1	矢印・記号・文字 一般舗装 供用区間					
D 塗布厚 E 塗料区分 F プライマー規格	=1 =1 =1	t=1.5mm 白 アスファルト舗装用					

## 施工单值表

施工 第0-0021号内訳表

頁0-0029/0029

交通誘導警備員 B

## 數量總括表

No. 1

## 数 量 集 計 表

No. 1

No, 1

# 特記仕様書

この仕様書は、下記の工事の施工に適用する。

工事名 : 市道緑ヶ丘雨内線舗装改良工事  
工事場所 : 相生市 若狭野町入野 地内

## 総則

### 第 1 条 適用する図書

本工事の施工にあたっては、「設計図書」によるほか、以下の図書及び本特記仕様書によらなければならない。

土木工事共通仕様書	[令和6年4月一部改訂]	(兵庫県県土整備部)
土木工事施工管理基準	[令和5年10月一部改訂]	(兵庫県県土整備部)
土木工事請負必携	[令和6年4月一部改訂]	(兵庫県県土整備部)
小型構造物標準図集	[令和7年4月一部改訂]	(兵庫県県土整備部)

### 第 2 条 契約工期

契約工期については、土・日曜日、祝日、年末年始休暇等を含んでいる。

### 第 3 条 特定建設作業の届出

騒音規制法、振動規制法及び環境の保全と創造に関する条例による特定建設作業を行うときは、特定建設作業実施届出書を提出しその写しを監督員に提出しなければならない。

### 第 4 条 コリンズ (CORINS) への登録

請負者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が 500 万円以上の工事について、工事実績情報サービス (C O R I N S) に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、完成時は工事完成後 10 日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。

登録対象は、工事請負代金額500万円以上の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。

なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。

なお、変更時と工事完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。

## 第5条 現場の管理

- 1 本工事の施工にあたっては、建設業法及び労働保険徴収法の規定により建設業の許可票及び労災保険関係成立票を現場内に掲示しなければならない。

建設業の許可票				
商号又は名称				
代表者の氏名				
監理主任	技術者の氏名	専任の有無		
資格者	資格者証交付番号			
一般建設業又は特定建設業の別				
許可を受けた建設業				
許可番号				
許可年月日		令和 年 月 日		

労災保険関係成立票	
保険関係成立年月日	
労働保険番号	
工事期間	自 令和 年 月 日
	至 令和 年 月 日
事業主の住所氏名	
注文者の氏名	
事業主代理人の氏名	

2 工事請負代金額が2,500万円以上の工事について、請負者は現場代理人、監理技術者、主任技術者及び専門技術者並びに下請負業者の主任技術者に、工事現場内において工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用させるものとする。

<名札の例>

監理（主任）技術者	
写 真 2 cm × 3 cm	氏 名 ○ ○ ○ ○ 工事名 ○ ○ 改良工事 程 度 工 期 自〇〇年〇〇月〇〇日 至〇〇年〇〇月〇〇日
会 社 名	◇◇建設株式会社

- 注) 1. 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。  
 2. 社印は所属会社の社印とする。

## 第 6 条 施工体制台帳の作成

- 1 請負者は、公共工事入札契約適正化法に基づき、受注者が下請契約をおこなった場合、下請金額によらず施工体制台帳及び施工体系図を作成し、工事現場に備えるとともにその写しを監督員に提出するものとする。  
このとき施工体制台帳は様式例－1及び様式例－2、施工体系図は様式例－3を参考として作成するものとする。  
また、請負者は様式例－4を参考に工事担当技術者の施工体系図を作成して、監督員に提出するものとする。工事担当技術者の施工体系図には、元請負業者の監理技術者及び専門技術者並びに下請負業者の主任技術者の顔写真、氏名、生年月日、所属会社名等を記載するものとする。
- 2 請負者は、建設業法施行規則第14条の2第2項に基づく添付書類を施工体制台帳とともに監督員に提出するものとする。

## 第 7 条 建設廃棄物の処理

- 1 本工事は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な処置を講ずることとする。

### 1) 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
アスファルト殻（掘削）	山陽建設工業（株）	たつの市揖保町揖保中字柳原347他2筆

上表については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。

受注者は、兵庫県登録施設から搬出先施設を選定し、共通仕様書に基づき施工計画書に含め、監督員に提出しなければならない。

なお、請負者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、現場条件や数量の変更等、請負者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

2 請負者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督員に報告するものとする。

なお、書面は再生資源利用〔促進〕計画書（実施書）を兼ねるものとする。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

3 工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難い場合は、監督員と協議するものとする。

#### 第 8 条 処分量の検収

1 特定建設資材等産業廃棄物の処理にあたっては、原則として再資源化施設に搬出するものとし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を持つ計量器を有する処理業者に委託し、兵庫県のマニフェストシステム実施要領に従って処理するものとする。

請負者は、処分が完了した後、処理業者が検収したマニフェスト票（D票及びE票）の写しを監督員に提出すること。

なお、これにより難い場合は、監督員と協議し承諾をうけるものとする。

（原則として設計計上数量を限度とし、上記検収数量が設計数量に満たない場合は変更の対象とする。）

2 請負者は、産業廃棄物の処理にあたり、処理一覧表〔種類、日付、車両番号、処分量、処理施設〕を作成し、搬出、搬入、処理施設の処理状況を写真記録し監督員に報告するものとする。

ただし、処理状況写真については、報告が工事竣工後となってもやむを得ないものとする。

#### 第 9 条 建設副産物対策

「兵庫県における建設リサイクル行動計画」（平成10年6月策定）の推進を図るため、「再生資源の利用促進に関する法律（リサイクル法）」（平成3年10月）に基づく「再生資源利用〔促進〕計画書（実施書）」を作成し提出するものとする。

- ・工事着手時 : 再生資源利用〔促進〕計画書
- ・工事完成時 : 再生資源利用〔促進〕実施書

## 第 10 条 交通誘導員の配置

1 交通整理員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署の打合せの結果又は、条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督員と協議するものとし、設計変更の対象とする。なお、警備日報と集計表を監督員に提出しなければならない。

配置場所	交通誘導員	編成	昼夜別	交替要員の有無
相生市 若狭野町入野 地内	4 名/日	交通誘導員 B 12人	昼	無

なお、交通誘導員A、Bの定義はつぎのとおり。

交通誘導員A： 警備業者の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう。）で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう。）に従事する交通誘導警備業務に係る1級検定合格警備員又は2級検定合格警備員

交通誘導員B： 警備業者の警備員で、交通誘導員A以外の交通の誘導に従事するもの

## 2 交通誘導員の有資格

資格	資格要件
1・2級交通誘導警備検定合格者	公安委員会が学科及び実技試験を行って、交通誘導警備に関して専門的な知識及び技能を有すると認めた者。
交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員	<ul style="list-style-type: none"><li>警備業法における警備員指導教育責任者資格者証の交付を受けている者。</li><li>警備業法における指定講習を修了した者。</li><li>警備業法施行規則における基本教育及び業務別教育（警備業法第2条第1項第2号の警備業務）を既に受けている者で、交通誘導に関する警備業務に従事した期間（実務経験）が1年以上である者。</li></ul>

- 3 請負者は、交通誘導員として交通誘導警備検定合格者を配置した場合、交通誘導警備検定合格証（写し）を監督員に提出するものとする。
- 4 請負者は、交通誘導員として交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員を配置した場合、交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有すると確認できる次の資料の何れかを監督員に提出するものとする。
  - ・警備員指導教育責任者資格者証（写し）
  - ・指定講習終了証明書（写し）
  - ・警備業法施行規則 第26条第2項に定める基本教育、及び同条第2項、第3項に定める業務別教育（警備業法第2条第1項第2号の警備業務）を受講したことを証明する警備員名簿及び教育実施状況等の写し、及び交通誘導に関する警備業務に従事した期間（実務経験）が1年以上であることを証明する書類。

#### 第 11 条 関係機関との調整

請負者は、工事の施工に際して地元自治会ほか関係機関との調整を十分に図り工事施工計画等について、工事説明会の開催や工事説明通知文書を配布するなど理解を求ること。

#### 第 12 条 アスファルト混合物

- 1 請負者は、アスファルト合材配合統一用紙を提出した加熱アスファルト混合物を使用する場合は、アスファルト混合物設計総括表アスファルト混合物設計のバックデータ及び使用材料の試験成績表の写しを監督員に提出し、承諾を受けるものとする。
- 2 請負者は、アスファルト混合物事前審査委員会が認定した加熱アスファルト混合物を使用する場合は、事前審査制度認定書（認定書、混合物総括表）の写しを監督員に提出し、承諾を受けるものとする。
- 3 アスファルト合材配合統一用紙を提出した混合物又はアスファルト混合物事前審査制度認定混合物を使用する場合は、土木工事共通仕様書によらず、アスファルト混合物及びその材料に関する品質証明書、試験成績表の提出並びに配合設計、試験練りを省略することができる。
- 4 配合統一用紙又は事前審査制度認定書による場合の「品質管理基準」は、以下のとおりとする。

工種	種別	試験区分	試験項目	試験基準	
				配合統一用紙	事前審査制度認定書
アスファルト舗装	材料	必須	塑性変形輪数	混合所自主管理 ※1	混合所自主管理 ※1
			土木施工管理基準 「品質管理基準の全項目」	配合統一用紙提出	事前審査制度認定書提出
	プラント	その他	土木施工管理基準 「品質管理基準の全項目」		
	プラント	必須	配合試験	混合所自主管理 ※1	混合所自主管理 ※1
			混合物のアスファルト量抽出		
			混合物の粒度分析試験		
			温度測定（混合物）	配合統一用紙提出	事前審査制度認定書提出
			基準密度の決定		

※1 監督員から指示があった場合は、試験結果を提出するものとする。

### 第 13 条 下水汚泥溶融スラグを用いたアスファルト混合物

- 1 本工事における再生密粒度アスファルト混合物（TOP13）は下水汚泥溶融スラグを用いたアスファルト混合物（以下「下水汚泥スラグアスファルト混合物」という。）の使用を原則とする。ただし、材料の調達が困難な場合は通常の再生密粒度アスファルト混合物の使用を妨げない。なお、この場合、事前に発注者の了解を得ることとする。
- 2 上記については設計変更の対象とはしない。
- 3 下水汚泥スラグアスファルト混合物における材料の試験成績表や品質証明書の提出、配合設計及び試験練等については、土木工事共通仕様書によるものとする。
- 4 下水汚泥溶融スラグ及び下水汚泥スラグアスファルト混合物の品質は「下水汚泥溶融スラグの品質基準」、「下水汚泥溶融スラグを用いたアスファルト混合物の品質基準」を満たすものとする。

## 第 14 条 排出ガス対策型建設機械の使用

本工事において下表に示す建設機械を使用する場合は、排出ガス対策型建設機械指定要領に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。

なお、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、「建設技術評価制度」又は「民間開発建設機械技術の審査証明事業」により評価された「排出ガス浄化装置」を装着した建設機械を使用することで同等とみなす。

ただし、これにより難い場合は、監督員と協議するものとし設計変更の対象とする。

上記において、「これにより難い場合」とは、請負者の都合で調達できない場合を含むものとする。

なお、使用する建設機械が排出ガス対策型建設機械であることを確認できる写真を撮影し、完成書類として提出するものとする。

機種	備考
<ul style="list-style-type: none"><li>・バックホウ</li><li>・トラクタショベル（車輪式）</li><li>・ブルドーザ</li><li>・発動発電機（可搬式、溶接兼用機含）</li><li>・空気圧縮機（可搬式）</li><li>・油圧ユニット (以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシーンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの。 ：油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機)</li><li>・ロードローラ</li><li>・ホイールクレーン</li></ul>	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kw以上、260kw以下）を搭載した建設機械

## 第 15 条 安全管理

### 1 安全・訓練等の実施

本工事施工に際し、現場に即した安全・訓練等について、工事着手後、原則として作業員全員の参加により 1 月当たり半日以上の時間を割当て、下記の項目から実施内容を選択し、安全・訓練等を実施すること。

(1) 安全活動の動画等視覚資料による安全教育

(2) 本工事内容等の周知徹底

(3) 土木工事安全施工技術指針等の周知徹底

(4) 本工事における災害対策訓練

(5) 本工事現場で予想される事故対策

(6) その他、安全・訓練等として必要な事項

### 2 安全訓練等に関する施工計画の作成

施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画書を作成し、監督員に提出すること。

### 3 安全訓練等の実施状況報告

安全・訓練等の実施状況を工事報告（工事月報）に記載し報告すること。

## 第 16 条 不正軽油の使用の禁止

1 請負者は、工事の施工にあたり、使用する車両及び建設機械等の燃料として、不正軽油（地方税法第700条の22の2（製造等の承認を受ける義務等）の規定に違反する燃料をいう。）を使用してはならない。

2 請負者は、不正軽油の使用が判明した場合には、速やかに是正措置を講じなければならない。

## 第 17 条 事前調査測量

本工事施工にあたり、請負者は工事着工前に事前調査測量を実施し、その成果を速やかに監督員に提出しなければならない。

## 第 18 条 舗装の切断作業に伴い発生する濁水等の適正処理

### 1 濁水等の適正処理

舗装の切断作業に伴い発生する濁水等は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき下表の分類により、適正に処理すること

表 産業廃棄物の分類

区分 工法	濁水が生じる工法（湿式）	濁水が生じない工法（空冷式 等）
排出形態	濁水※1	粉体
産業廃棄物の分類	「汚泥」、含まれる成分によつては、「汚泥+廃アルカリ混合物」（※1 乾燥させた場合も同様）	「がれき類」※2 (※2 政令市等[神戸・尼崎・西宮・明石・姫路]以外における取扱い。政令市等における分類は異なる場合があるため、別途当該市の環境部局に確認のこと)

### 2 濁水が生じる工法での処理方法等

濁水が生じる工法（湿式）を採用する場合は、産業廃棄物の「汚泥」または「汚泥+廃アルカリ混合物」として適正に処理すること。

収集・運搬・処理方法は下記①～③のとおりとする。

#### ① 収集方法

以下の収集方法等により、直接現場外に排水することなく、適正に収集すること。なお、これらの方法は指定ではなく、各現場にて適正に収集することが可能な方法で収集すること。

<収集方法（例）>

- ・濁水を収集する機能を有するカッター機械（バキューム式）による収集
- ・工業用掃除機による収集
- ・濁水をスポンジ等で吸着させバケツ等に移し替えて収集 等

## ② 運搬方法

収集した濁水は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の運搬の基準に従い、適正に処理すること。

## ③ 処理方法

収集した濁水は、産業廃棄物の「汚泥」として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理すること。

なお、収集した濁水に含まれる成分によっては、産業廃棄物の「廃アルカリ」との混合物に分類される可能性があるため、処理の際には十分注意すること。また、pH12.5以上の場合は「特別管理産業廃棄物」としての処理が必要となるので十分注意すること。

「廃アルカリ」や「特別管理産業廃棄物」としての処理が必要となった場合には、その処理方法を監督員と協議の上、適正に処理するものとし、その際に必要となる経費については、設計変更の対象とする。

## 3 濁水が生じない工法での処理方法等

濁水が生じない工法（空冷式等）を採用する場合は、収集にあたり吸引装置を併用するなど、粉塵の飛散防止対策を行うとともに、収集した粉塵については、産業廃棄物の「がれき類」として適正に処理すること。

## 4 当初設計における濁水処理費

当初設計においては、濁水処理費を以下のとおり計上している。①濁水量は実施数量（マニュフェストで確認）に応じて設計変更を行う。

①濁水量 0.05 m<sup>3</sup> 相生市 若狭野町入野 地内

②運搬費 普通トラック運搬 (2 t)

### ③処理施設

廃棄物の種類	施設の名称	運搬距離	所在地	受入等諸条件	その他	施工箇所
「汚泥」	(株)赤穂リサイクルセンター	14.4km	赤穂市加里屋1250-1	土木部の「建設副産物の処理ならびに受入価格」に記載の当該施設の受入条件を遵守すること	監督員の指示による	相生市 若狭野町入野 地内

を選定し、共通仕様書に基づき、施工計画書に記載して監督員に提出しなければならない。なお、受注者が選定した施設が、積算参考条件と異なる場合においても設計変更は行わない

ただし、上表の施設が工事発注後に県登録施設から登録抹消されるなど、受入困難となった場合は、設計変更を行う。

この他、工事発注後に明らかになった事情により、当初想定した積算参考条件により難い場合は、監督員と協議の上、必要に応じて設計変更を行う。

#### 第 19 条 熱中症対策

- 1 本工事施工に先立ち作成する施工計画書に、「熱中症の早期発見のための体制整備」「熱中症の重篤化を防止するための処置」の実施要領を作成し監督員に提出すること。また、関係作業者への周知を行うものとする。

#### 第 20 条 その他

- 1 本工事施工にあたり、現場代理人は携帯電話等を常時携帯し、絶えず連絡が出来る体制をとるものとする。
- 2 請負者は、工事期間中において工事場所周辺道路等の維持管理を適切に行い付近住民等から苦情等がないよう最善の努力をするものとする。
- 3 工事着手前には必ず現地踏査・現地測量を行い、設計との照査を行い測量・施工計画書・材料確認の必要書類を監督員に提出し了解を得なければならない。尚、着工前の設計照査・地元要望等により設計変更が生じる場合は必ず監督員と協議を行うこと。  
この時、変更設計図面・数量表は請負者において作成するものとする。
- 4 請負者は、本工事に伴う提出書類を土木工事請負必携のほか、「土木工事提出書類一覧表」により該当する項目について整理を行い提出しなければならない。
- 5 請負者は、本工事の施工に際して、第三者災害に対する保険（土木工事保険等）に加入し、その写しを速やかに監督員に提出しなければならない。
- 6 請負者は、本工事の施工に際して、その工事に携わる下請の事業主と労働者の意識の向上を図るために、現場事務所や工事現場の出入口など見易い場所に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識を掲示するものとする。

- 7 請負者は、本工事の施工に際して、労働基準法第104条の2（労働基準法施行規則第57条）労働基準法の適用事業となったとき（業種を問わず労働者を使用するに至ったとき）に、所轄労働基準監督署長に適用事業報告をしなければならない。
- 8 請負者は、本工事に関する支障物件（電柱や地下埋設物など）の移転の時期等を監督員と協議するとともに関係機関と調整するものとする。
- 9 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付きなければならず、保険契約を締結したのち、その証券等を発注者に提示するものとする。

## 第 21 条 疑 義

本件特記仕様書に疑義が生じた場合は、発注者、請負者で協議し解決するものとする。

**公共工事提出書類一覧表**

項目	提出期限	提出日	備考
<b>1 契約時</b>			
①工事施工計画、下請負人通知書（当初、変更）	契約後 5 日以内		
②現場代理人、主任技術者経歴書	同上		免許の名称、学歴又は専攻学科、実務経験、登録番号
③工程表（バーチャート）	同上		
④リサイクル法第13条に基づく書面	契約時		
⑤建設廃棄物処理計画書			
⑥建設業退職金共済制度			建設業退職金共済組合証紙購入確認書の写し
<b>2 工事着手前</b>			
ア 施工計画書（当初、変更）	工事着手前		監督員は施工の安全性や法令、規定を遵守し適切な施工が履行できるものであるかを確認し、疑義がある場合にのみ指導・助言する。
①工事概要			工事名、路線及び河川名等、工事場所、工期、請負金額、工事内訳（主たる工種を記載し設計内訳書の記載は求めない。） ※図面等は不要
②計画工程表			工事費構成比、工程曲線
③現場組織表			現場代理人及び主任技術者等、各管理者（工程、出来形、品質、写真）、各係（資材、労務、機械、事務）及び社内検査員
④指定機械			使用機械の機種、規格、台数等
⑤主要船舶・機械			主要機械の機種、規格、台数等 指定機械に記載した機械も主要工種に使用するものは記載
⑥主要資材			JIS 規格及び JIS 工場の確認、品質・規格の確認
⑦施工方法			全体フローに示す工種は工事内訳書レベル2の範囲 施工方法の記載は工事内訳書レベル2又はレベル3までの範囲 任意仮設については詳細資料を添付。
⑧施工管理計画			工程管理、出来高管理、品質管理及び写真管理について、管理項目、管理時期、管理頻度、記録方法、配慮事項を記載 段階確認、立会確認の必要な項目、実施予定を記載 コンクリート、アスファルトの運搬経路図（経路、時間を記載）
⑨安全管理			安全衛生管理の組織体制、安全衛生管理に対する実施計画 ※記録様式の添付は不要
⑩緊急時の体制及び対応			緊急時の連絡体制、災害時の体制 ※緊急資材の調達先や運搬経路は不要
⑪交通計画			運搬時間に制限がある資材（Con、As）の運搬経路と時間 一般車両、歩行者等に対する交通管理 工事車両に対する安全管理や輸送計画 過積載防止に向けた体制や確認方法等 各種許可申請の有無と許可書の提出方法 ・道路使用許可書、特殊車両許可書の写し 交通誘導員の配置図、保安施設の配置図及び主要資材の運搬経路位置図

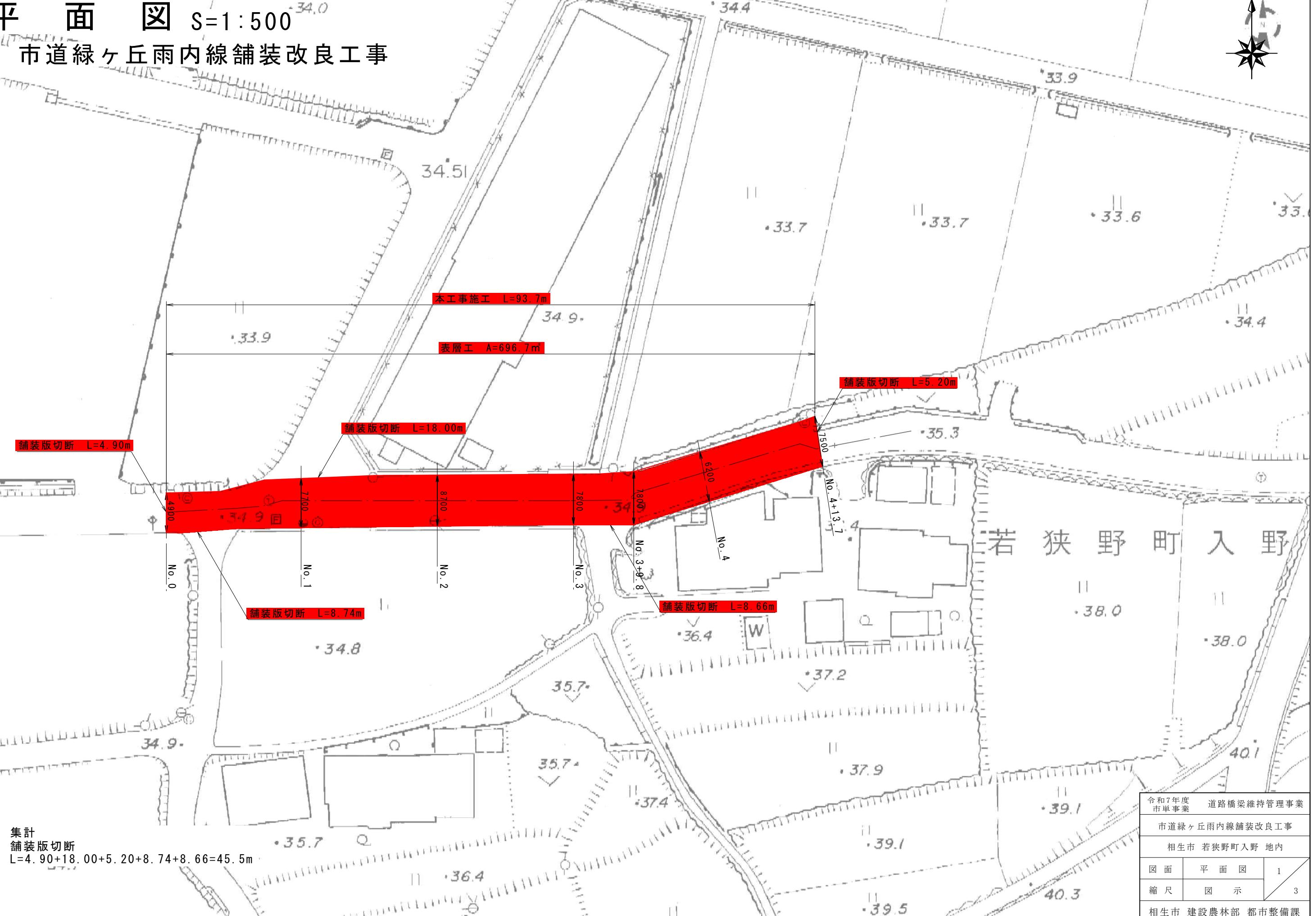
⑫環境対策			騒音、振動、濁水、土埃等の配慮事項。周辺住民に対する対応
⑬現場作業環境の整備			現場事務所、休憩所、作業現場及び現場周辺の美化 土日休日作業に対する取組方針
⑭再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法			建設副産物収集運搬処理の委託及び最終処分における処分量の確認方法、再生資源の有効活用に向けた取り組み 添付書類 ・再生資源利用計画書 ・再生資源利用促進計画書 ・産廃業者との契約書及び産廃業者の許可書の写し
⑮その他			
・特定建設作業の届出			受付印のある写し
・土木工事保険等			第三者災害に対する保険
・労働基準法施行規則第57条適用事業報告			受付印のある写し 工事毎で報告がない場合は会社としての適用事業報告とする
・労働安全衛生法第88条届出			受付印のある写し
イ 使用材料確認願	工事着手まで		目次、インデックスを付ける。
①工事使用材料（当初、変更）			
②土木工事承諾願			当初設計に適合しないもの、承諾の必要な材料を使用する場合
ウ 特記仕様書関係必要書類			
①工事カルテ（当初、変更、完成）	契約、完成10日以内		
②施工体制台帳及び施工体系図	下請け契約後速やかに		※R2.10.1以降契約分については「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」による。 下請け契約書（注文書、請書）の写し 監理技術者の資格、雇用関係の証明
③交通誘導員の資格者書及び経歴書	工事着手まで		
④事前測量成果報告書	工事着手まで		
3 施工中に提出する書類			
ア 段階確認書			自主検査の場合、検測状況写真添付
イ 立会願い			
ウ 休日作業届			
エ 安全訓練等報告	毎月提出		活動内容の具体的議事録、写真添付
オ 工事履行報告書（工程管理報告書）			計画工程と毎月の出来高数値により工程管理を行う
カ 工事打合せ簿	打合せ後7日以内		
キ 施工承諾図			
ク 変更施工計画書			変更施工計画書は追加式とし先の施工計画書は変更しない
ケ 変更計画工程表			変更契約以降、工事費構成比、出来高比も変更となるため注意

4 工事検査時			
ア 社内検査報告書及び状況写真			
イ 工程管理			計画工程と毎月の出来高数値により工程管理を行う
①履行報告書			
②工程管理表			
③月間工程表			
④写真			
ウ 出来形管理			
①出来高数量報告書			契約数量に対する出来高数量（同様の数値基準による）
②出来形図			設計値及び実測値（括弧書き又は赤書き）を記載
③出来形管理表			略図、設計値、実測値、差及び規格値等
④出来形管理図（工程能力図）			上記管理表を図示したもの
⑤出来形管理図表			
エ 品質管理			
①コンクリート品質管理表			打設日、打設量、空気量、スランプ、圧縮強度等
・コンクリート試験成績表			
・塩分測定結果表			
・テストハンマー試験成績表			
・品質管理図表			※測定数10点未満は不要
②アスファルト舗装品質管理表			厚さ、密度、As量等
・コア厚測定管理図表			
・現場密度試験			
・アスファルト混合物温度管理表			
・抽出試験成績表			
・平坦性試験			
・品質管理図表			※測定数10点未満は不要
③土工関係			試験表等
・土の締め固め試験成績表			
・現場密度試験成績表			
・CBR試験成績表			
・品質管理図表			※測定数10点未満は不要
④鋼材			ミルシート
⑤コンクリート二次製品			品質証明書
⑥その他			
オ 工事写真管理			
①着工前、完成後の対比写真			
②測点の記入			
③出来高寸法の記入、検尺の判読			
④不可視部分の確認			
⑤工事標示板、ヘルメット着用			
カ 安全管理			
①安全協議会の開催			



平面図 S=1:500

市道緑ヶ丘雨内線舗装改良工事



# 区画線展開図 S=1:500

市道緑ヶ丘雨内線舗装改良工事



実線 白 W=15cm L=34.1m

破線 白 W=15cm L=5.0×2=10.0m

実線 白 W=15cm L=13.4m

破線 白 W=15cm L=5.0×2=10.0m

実線 白 W=15cm L=95.1m

実線 白 W=15cm L=37.4m

破線 白 W=15cm L=1.0×4=4.0m

区画線 実線 W=30cm L=2.4m

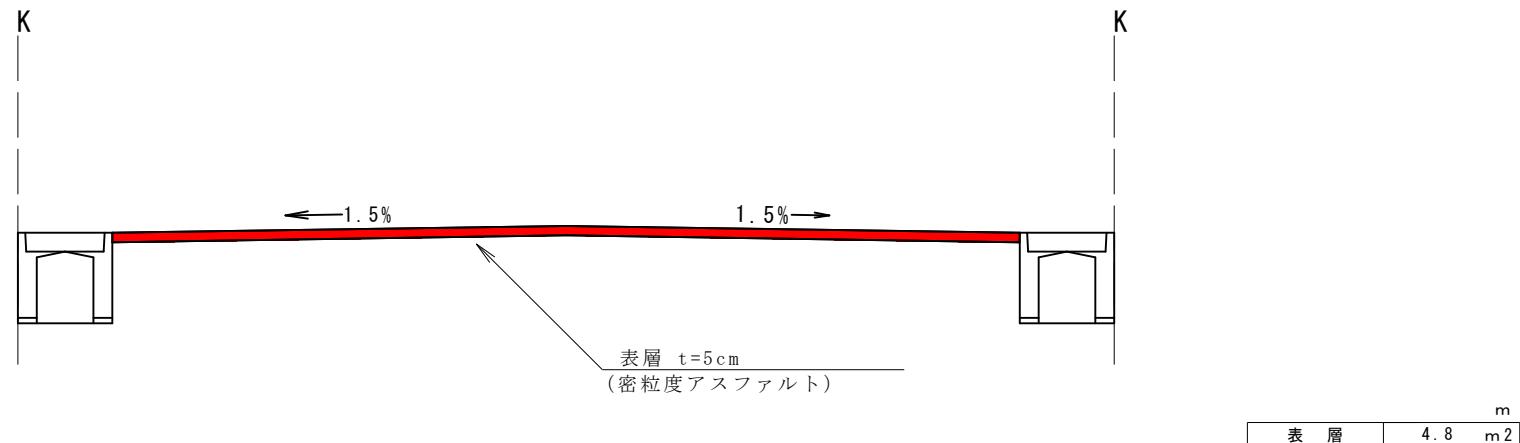
区画線 矢印・記号・文字 15cm換算 L=20.1m

集計  
実線 白 W=15cm  
L=34.1+13.4+95.1+37.4+29.0=209.0m  
実線 白 W=30cm  
L=2.4m  
破線 白 W=15cm  
L=10.0+10.0+5.0+4.0=29.0m  
文字 白 W=15cm  
L=20.1m

令和7年度	道路橋梁維持管理事業
市単事業	
市道緑ヶ丘雨内線舗装改良工事	
相生市 若狭野町入野 地内	
図面	区画線展開図
縮尺	図示
相生市 建設農林部 都市整備課	

# 標準断面図 S=1:40

## 市道緑ヶ丘雨内線舗装改良工事



令和7年度 市単事業	道路橋梁維持管理事業
市道緑ヶ丘雨内線舗装改良工事	
相生市 若狭野町入野 地内	
図面	断面図
縮尺	S = 1 : 40
相生市 建設農林部 都市整備課	